

長岡京市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）に係る成年後見審判の申立て（以下「申立て」という。）及び成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、要支援者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(市長による申立て)

第2条 市長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、当該各規定に定める者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、申立てを行うものとする。

(申立ての対象者)

第3条 申立ての対象者は、次の各号のいずれかに該当する要支援者であり、かつ、配偶者若しくは二親等内の親族がない者又はこれらの親族があっても音信不通等の事情で申立てが期待できない状況にあり、市長が本人の保護のために申立てを行うことが必要と認めた者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、市内に住所等を記録している者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が支給決定を行う者
 - ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者
 - エ その他の法律によって本市以外の市町村が措置している者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市が介護給費等の支給決定を行っている者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づき、本市が保護を決定し、実施している者

2 前項の規定にかかわらず、三親等又は四親等の親族で申立てをする者の存在が明

らかである場合は、申立ては行わないものとする。

(申立ての種類)

第4条 市長が行う申立ての種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法（明治29年法律第89号）第7条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項）
- (4) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項）
- (5) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (6) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項）
- (7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項）

(長岡京市成年後見審判申立審査会)

第5条 申立ての適否及び申立ての種類を審査するため、長岡京市成年後見審判申立審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員は、市長が定める職員とする。
- 3 審査会の会長は市長が指定する者とし、審査会を招集する。
- 4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 審査会は、審査にあたっては、対象者及びその家族、主治医並びにその他の専門家の意見を尊重するものとする。
- 6 審査会の庶務は、市長が指定する課において処理する。

(申立て費用の償還)

第6条 市長による申立てを行うときは、市長は、あらかじめ審判請求に要する費用を支出し、審判により選任された成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に当該費用を請求するものとする。ただし、成年後見人等が選任されなかったとき又は要支援者が別表のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(申立て又は報酬費用の助成)

第7条 市長は、次に掲げる費用の全部又は一部を助成することができる。

- (1) 申立てに要する費用（以下「申立て費用」という。）
 - (2) 家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した成年後見人等の報酬に係る費用（以下「報酬費用」という。）
- 2 申立て費用の助成の対象は、審判請求に係る次に掲げる費用とする。
- (1) 切手購入費用
 - (2) 収入印紙購入費用
 - (3) 診断書作成費用

(4) 鑑定費用

3 報酬費用の助成対象額は、家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した報酬の額の範囲内とする。この場合において、要支援者が在宅者（同一の月に在宅期間と施設等への入所期間が混在する者を含む。）にあっては月額28,000円を、施設等への入所者にあっては月額18,000円を上限とし、月を単位として算定を行う。

4 報酬費用の助成対象期間は、報酬付与の審判において決定された報酬対象期間とする。ただし、当該報酬対象期間の終期の日から起算して前2年間の範囲とする。

5 対象者が死亡した後に支給すべき助成金の額は、第3項の規定により算出した額から遺留金を差し引いた額とする。

（申立て又は報酬費用の助成対象者）

第8条 申立て費用の助成の対象となる者は、第3条第1項の各号のいずれかに該当する要支援者の申立人とし、要支援者及び申立人が別表のいずれかに該当する場合とする。

2 報酬費用の助成の対象となる者は、第3条第1項の各号のいずれかに該当し、かつ、別表のいずれかに該当する要支援者とする。

3 前項の規定にかかわらず、選任された成年後見人等が要支援者の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合は、報酬費用の助成の対象としないものとする。

（助成の申請）

第9条 第8条に該当する者（以下「対象者」という。）が助成の申請をするときは、対象者又は対象者の代理人としての成年後見人等は、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（第1号様式）及び必要な書類を市長に提出して、申請しなければならない。

2 申立て費用の助成の申請は、審判確定の日から起算して1年以内に行わなければならない。

3 報酬費用の助成の申請は、報酬付与の審判確定の日から起算して3か月以内に行わなければならない。

（助成の決定）

第10条 市長は、前条の申請を受け付けたときはその内容を審査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、助成の可否決定を行ったときは、成年後見制度利用支援事業助成金交付可否決定通知書（第2号様式）により対象者又は成年後見人等に通知するものとする。

（助成金交付の請求）

第11条 前条の規定による決定を受けた対象者又は成年後見人等は、決定された助

成額を成年後見制度利用支援事業助成金請求書（第3号様式）により市長に交付請求することができる。

（助成金の交付）

第12条 助成金の交付は、対象者名義の預金口座に振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の死亡その他の理由により、対象者名義の預金口座が使用できない場合には、成年後見人等の申出に基づき、助成金を成年後見人等名義の預金口座に振り込むものとする。

（報告の義務）

第13条 前条の規定による助成を受けた対象者又は成年後見人等は、対象者の資産状況又は生活状況に変化があった場合は、遅滞なく市長に対し助成金の支出について報告しなければならない。

（助成決定の取消等）

第14条 市長は、申立て費用又は報酬費用の助成の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、助成の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容を変更することができる。

- (1) 対象者の資産状況若しくは生活状況の著しい変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき。
- (2) 対象者又は成年後見人等が虚偽の申請その他不正の手段により助成の決定又は助成金の支給を受けたとき。
- (3) その他事情の変更により必要が生じたとき。

（助成金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により助成金の交付後に助成決定の取消し又は変更を行ったときは、受給者に対し、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 施行後最初の審判において、決定された報酬付与の対象期間が施行前の場合、施行の日以降の活動に対する報酬のみを対象とする。
- 3 前項の場合は報酬の決定額の対象期間で日割りして案分するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年3月24日から施行し、改正後の長岡京市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の申立て費用の助成に係る規定は、平成26年4月1日以後に行った申立てについて適用し、同日前に行った申立てについては、なお従前の例による。ただし、同日以後に行った申立てに係る審判の確定がこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前の場合においては、改正後の要綱第9条第2項中「審判確定の日から起算して」とあるのは、「施行日から起算して」と読み替えて適用するものとする。
- 3 改正後の要綱の報酬費用の助成に係る規定は、平成26年4月1日以後の活動に対する報酬について適用し、同日前の活動に対する報酬については、なお従前の例による。ただし、同日以後の活動に対する報酬に係る報酬付与の審判確定が施行日前の場合においては、第9条第3項中「報酬付与の審判確定の日から起算して」とあるのは、「施行日から起算して」と読み替えて適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 施行後の審判において決定された報酬費用の助成については、報酬付与の対象期間が施行前の場合であっても、改正後の長岡京市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定を適用する。

別表（第6条、第8条関係）

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
- 2 以下の(1)から(4)までの全ての要件を満たし、当該費用を負担することが困難であると市長が認める者
 - (1) 市民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）
 - (2) 年間収入が単身世帯で1,500,000円、世帯員が1人増えるごとに500,000円を加算した額以下であること。
 - (3) 預貯金等の額が単身世帯で3,500,000円、世帯員が1人増えるごとに1,000,000円を加算した額以下であること。
 - (4) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

